

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

庁内の機構改革により「春日市子ども発達支援室」を開設し、切れ目ない支援を提供する体制を構築する。

1. 相談体制を充実させることで、早期支援、早期連携を行う。
2. 教育委員会の特別支援教育に係る業務を補助執行することで、就学前後の切れ目ない支援を行う。
3. 教育、保健、福祉、医療の関係分野と連携し、支援体制を構築する。

成果

1. 発達相談、就学相談、レインボー相談（小中学校への訪問相談）を「春日市子ども発達支援室」が所管することで、専門士を集約し、0歳から15歳まで切れ目ない相談支援の体制を構築できた。
2. 特別支援教育指導主幹を子ども発達支援室に配置し、教育委員会の補助執行業務を行うことで、教育と福祉の連携が図られた。
3. システム改修により、乳幼児健康診査、発達相談、教育相談等の情報を集約することで、関係所管と連携した細やかな支援につながった。
4. 幼稚園・保育施設及び小中学校への巡回相談支援を行い、連携体制の強化、関係者の資質向上が図られた。

事業内容

1. 令和3年度に「春日市子ども発達支援室」を開設。保健師、保育士、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、指導主幹、特別支援教育士、就学相談員等の専門職を配置し、発達に関する相談機能を集約。
2. システムを改修し、対象児童の相談記録、健診記録、教育支援委員会の記録等を一括管理及び関係所管で情報共有できるシステムを整備。
3. 同じ課内の母子保健担当、子育て支援担当、療育担当との日頃からの連携に加え、学校教育担当、障がい福祉担当、公立保育所等、関係所管と定期的に連携会議を実施。
4. 保育施設・幼稚園、小中学校に、専門士の巡回相談支援を実施し、支援の方法等について助言。
5. 保育施設・幼稚園職員向けの研修会の開催。
6. 「春日市子ども発達支援室」の事業について、市ホームページへの掲載の他、教育、福祉、医療等の関係機関に対して、訪問、会議への出席、チラシの送付等による周知を図った。

